

平成22年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
平成22年度使用藤沢市教科用図書採択方針を次のとおり定める。

2009年（平成21年）5月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

採択方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、平成22年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

平成22年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、平成22年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成22年度使用中学校教科用図書調査研究の観点」、 「平成22年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 小学校教科用図書

平成20年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(2) 中学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 小学校教科用図書採択日程

平成21年7月に、教育委員会会議において小学校教科用図書を採択する。

(2) 中学校教科用図書採択日程

ア 平成21年5月から6月にかけて、学校及び職員会館で教科書見本の展示を行う。

イ 5月から6月にかけて、中学校長に社会科歴史的分野の教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。

ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。

エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に中学校教科用図書の審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。

オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

カ 7月に、教育委員会会議において中学校教科用図書を採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程

ア 平成21年5月から6月にかけて、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。

イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行いその内容を答申するよう諮問する。

ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

エ 7月に、教育委員会会議において特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。

子 教 第 31 号
平成 21 年 4 月 30 日



藤沢市教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成 22 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について (通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和 38 年法律第 182 号) 第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先
子ども教育支援課企画指導班
小山・奥田
電話 045(210)8223

平成22年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、平成22年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成22年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書及び特別支援学校（小学部・中学部）用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成22年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区協議会等は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成21・22年度使用）及び中学校用教科用図書調査研究の結果（平成22・23年度使用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、そ

の結果を報告する。

(3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 各市町村教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

(4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置く。

(5) 調査委員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。

(7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

4 1つの市町で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）に教科用図書採択地区審議会（以下「審議会」という。）などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

(1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。

(2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

(4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査委員会を置く。

(5) 調査委員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

5 平成22年度使用中学校教科用図書調査研究の観点及び平成22年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

(1) 平成22年度使用中学校教科用図書調査研究の観点

平成22・23年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 編集の趣旨と工夫

- ・ 編集の趣旨は適切であるか。
- ・ 編集上の創意工夫はなされているか。

(4) 学習指導要領との関連

- ・ 学習指導要領に示された目標・内容に照らして必要なものが適切に取り上げられているか。
- ・ 内容の取扱いは、学習指導要領に示された各教科の「目標、各学年・各分野の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱い」の趣旨に基づき、適切なものとなっているか。

(7) 内 容

a 正確性

- ・ 誤りや不正確なところはないか。
- ・ 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

b 内容の程度

- ・ 生徒の発達段階に即して適切であるか。

c 内容の選択と扱い

- ・ 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- ・ 生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習の指導をする上にも適切であるか。
- ・ 現代の社会生活や科学・技術の進歩に適応したものが必要に応じて選ばれているか。
- ・ 他の教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間との関連が必要に応じて配慮されているか。
- ・ 基礎的・基本的内容及び発展的な内容の取扱いは適切であるか。

(7) 構成・分量・装丁

a 組織・配列

- ・ 内容が全体として系統的・発展的に組織・配列されているか。

b 分量

- ・ 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- ・ 標準の授業時数で指導できる分量か。

c 装丁

- ・ 体裁がよく、堅ろうであるか。

(d) 表記・表現

- ・ 文章表現や用語などの使用は適切であるか。
- ・ 漢字・かなづかい・記号・計量単位などの使用は適切であるか。
- ・ 文字及び図版の印刷は適切であるか。
- ・ 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- ・ 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国語（書写を除く）

- ・ 「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」及び「言語事項」についての教材の内容及び配列が適切であるか。
- ・ 基礎的事項の習熟を図るための配慮が適切であるか。
- ・ 読書に親しむ態度の育成を図る内容が適切に設けられているか。

(4) 書写

- ・ 用筆・結構・配置・筆順について適切に取り扱われているか。
- ・ 硬筆と毛筆の分量とその配分は適切であるか。
- ・ 鑑賞作品・参考作品などの内容・程度及びその配列は適切であるか。

(ウ) 社会（地図を除く）

- ・ 社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて、社会的事象について多面的・多角的に考察し、その特色や相互の関連が理解できるよう配慮されているか。
- ・ 思考力・判断力、及び適切に表現する能力などの能力育成について配慮されているか。
- ・ 統計その他の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達段階に即しているか。

(エ) 地図

- ・ 基本図・部分図・資料図などが適切に配列されているか。
- ・ 統計その他の資料は最新のもので、信頼性があり、生徒の発達段階に即しているか。
- ・ 地図・絵図・索引などが適切であり、生徒の発達段階に即しているか。

(オ) 数学

- ・ 内容の素材には、生徒の身近な事象が適切に用いられているか。
- ・ 基礎的・基本的事項についての反復練習の機会が適切に設けられているか。
- ・ 課題学習や発展的学習が適切に設けられているか。
- ・ そろばん、電卓、コンピュータ等の利用が適切に設けられているか。

(カ) 理科

- ・ 目的意識をもって観察・実験を行い、自然の仕組みや働きを総合的・統一的に考察できるよう配慮されているか。
- ・ 探究の過程を通して科学の方法が習得できるよう配慮されているか。

- ・ 実験・観察・飼育・栽培などを行うのに、身近な資料や自然が活用できるように配慮されているか。
- ・ 絵図・資料・実験方法などが、生徒の発達段階に即して適切に取り扱われているか。

(キ) 音楽

- ・ 音楽に対する感性を豊かにし、主体的な学習態度を養うための配慮がされているか。
- ・ 表現や鑑賞の教材が広い範囲（我が国及び諸外国の多様な音楽）から適切に選択されているか。
- ・ 生徒の発達段階に即して、表現と鑑賞の関連が図られたり、音楽活動の基礎的な能力を培い、表現や鑑賞の力を伸ばす学習の展開が工夫されているか。
- ・ 合唱や合奏の編曲及び訳詞などが適切に発達段階に応じて効果的に配置されているか。

(ク) 美術

- ・ 生徒が自らつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容が適切であり、表現活動の内容を関連付けたり、一体的に扱ったりして活動の幅が広がる題材になっているか。
- ・ 参考作品や鑑賞作品は、表現の方法や教材などが多様なものから選択され、生徒が関心や親しみのもてる作品であるか。
- ・ 印刷やレイアウトは、色彩豊かでバランスのとれた構成となっているか。

(ケ) 保健体育

- ・ 内容が科学的根拠に基づくとともに、資料が適切であり、生活との結びつきが配慮されているか。
- ・ 的確な思考・判断及び意志決定を行い、自らの健康の管理や生活行動及び環境の改善を適切に実践できるような資質や能力（実践力）を育成することに配慮されているか。
- ・ 必要な実験・実習、課題学習を取り入れるなど、興味関心や理解を深めるように配慮されているか。

(コ) 技術・家庭

- ・ 生活に必要な基礎的な知識と技術の習得ができるよう、適切な題材が挙げられているか。
- ・ 生活と技術のかかわりについて理解し、進んで生活に生かすことができるよう配慮されているか。
- ・ 製作・調理などの実習や、実験、調査・研究などの実践的・体験的な学習活動を行うために適切な資料や解説が載せられているか。

(ク) 英語

- ・ 音声によるコミュニケーション能力を重視しながら、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」についての言語活動をバランスよく、かつ活発に行い得るよう配慮されているか。
- ・ 言語材料の提示については、言語活動との関連を重視し、かつ習熟を図るよう

配慮されているか。

- ・ 広く諸外国の人々の生活などが扱われ、国際理解を図るよう配慮されているか。

(2) 平成22年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 内 容

a 取扱内容

- ・ 学習指導要領に示す目標・内容に照らして、必要なものが適切に取り上げられているか。
- ・ 内容の取扱いは、学習指導要領に示す「目標・内容及び指導計画の作成と各学年並びに各教科全体にわたる内容の取扱い」の趣旨に沿っているか。

b 正確性

- ・ 誤りや不正確なところはないか。
- ・ 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

c 内容の程度

- ・ 児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であるか。

d 内容の選択と扱い

- ・ 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- ・ 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習の指導をする上にも適切であるか。
- ・ 現代の社会生活や科学・技術の進歩に適応したものが必要に応じて選ばれているか。
- ・ 他の教科、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間との関連が必要に応じて配慮されているか。

(4) 構成・分量

a 組織・配列

- ・ 内容が全体として系統的・発展的に組織・配列されているか。

b 分量

- ・ 各内容の分量とその配分は適切であるか。

(7) 造本・表記・表現

- ・ 文章表現や用語などの使用は適切であるか。
- ・ 漢字・かなづかい・記号・計量単位などの使用は適切であるか。
- ・ 文字及び図版の印刷は適切であるか。



子教第 20 号
平成 21 年 4 月 24 日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成 22 年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。つきましては、平成 22 年度使用教科書の採択にあたっては、通知事項に十分御留意のうえ、適切に処理されるようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、格段の御指導をお願いするとともに、本年度の採択が適正に行われるよう御配慮願います。

なお、当通知とともに、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成 22 年度使用教科書の採択事務処理について」を併せて送付しますので、遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

企画指導班 小山、奥田

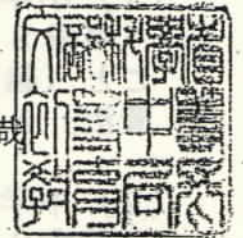
TEL 045-210-8223



21文科初第6064号
平成21年4月15日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉



(印影印刷)

平成22年度使用教科書の採択について (通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることにかんがみ、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成21年度においては、平成22年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長あてに通知しますので(平成21年4月15日付け21初教科第6号「平成22年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。)、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号初等中等教育局長通知「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところでもあります。都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長あてに送付することを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1 平成21年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書

平成21年度は、平成20年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

(2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成21年度は、おって送付する「中学校用教科書目録（平成22～23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（無償措置法第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

① 小学部

平成21年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、平成20年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

② 中学部

平成21年度は、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成22年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 高等学校用教科書

平成21年度は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成22年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、事務処理に当たり特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成21年度は、中学校用及び高等学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところであり（別添参照）、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成14年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課あてに報告すること。

3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成14年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、教科書採択方法の一層の改善に努めるようにすること。

また、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進三ヵ年計画」（平成21年3月31日再改定）も踏まえ、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。



21初教科第6号
平成21年4月15日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 伯井美徳



(印影印刷)

平成22年度使用教科書の採択事務処理について(通知)

平成21年度における教科書採択の事務処理については、平成21年4月15日付け21文科初第6064号「平成22年度使用教科書の採択について(通知)」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1 中学校用教科書について

教科用図書選定審議会の開催などは法令によって行わなければならないものとされていること。

なお、平成22年度使用中学校用教科書のうち、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、社会（歴史的分野）以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続の一部を簡略化することも可能であること。

2 高等学校用教科書について

高等学校の現行の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成22年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択すること。

従来学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「平成元年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。

3 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

(1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成21年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと）。

- ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデ

オテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。

⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

4 教科書見本の送付について

(1) 小学校用教科書見本について

平成21年度は小学校用教科書については、前年度と同一の教科書を採択することとなるため、見本は送付されないこと。

(2) 中学校用教科書見本について

中学校用教科書見本の送付部数限度は平成21年4月15日付け21文科初第6063号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各（構成市郡数+4）部 （指定都市の採択地区については各3部）	
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。ただし、社会については5月中旬を期限とすること。

(3) 高等学校用教科書見本について

高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できることとされていること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送 付 先	送 付 部 数
都道府県教育委員会	各 6部 (但し、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）が期限とされていること。ただし、理科については5月中旬を期限とすること。

(4) 前年度検定本以外の教科書見本の取扱い

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるようになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できることとされていること。

5 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月19日から14日間とする予定であるので留意すること。
- (2) 法定展示期間外であっても、教科書見本が揃い次第、教科書展示会を開催することは可能であること。
- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等に

ついて、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

6 需要数の報告について

- (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 「教科書需要数集計システム」の運用開始時期等については、後日、事務連絡を送付するので留意すること。

また、平成16年度より教科書需要表等の用紙見本は送付されていないが、同システムから用紙見本が出力できるので、必要に応じて利用すること。

- (3) 平成15年度より、平成15年3月28日付け文科初第1303号で通知したとおり、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限が9月16日になったことに留意するとともに、この期限を厳守すること。

- (4) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。

なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店（取次供給所）に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社（特約供給所）に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じない時期（遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月）までに速やかに行うこと。

- (5) 高等学校においては、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成元年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。

また、平成11年学習指導要領では、平成元年学習指導要領に比して選択履修の科目が増加しているので、需要数報告に当たっては、生徒の履修科目を十分に把握し、正確な需要数の報告を行うこと。

7 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

8 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。